

国内発生早期（県内未発生期）

【状態】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

【目的】

- 1) 市内発生に備えて体制を維持する。
- 2) 国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対する確かな情報提供を行う。

【対策の考え方】

- 1) 市民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を行う。
- 2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
- 3) 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、市民に引き続き準備を促す。

【体制強化等】

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じて市対策本部会議を開催して、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・国が基本的対処方針を変更した場合は、県等と連携して感染症法等に基づいて各種対策を実施する。

【緊急事態宣言の措置】

緊急事態宣言

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、国会に報告する。

新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じる事態であることを示すものである。宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のよう考えられる。

- ・厚生労働省（国立感染症研究所を含む。）は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告。
 - ・政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。
 - ・基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを決定。
 - ・政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。
 - ・あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することになる。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

【市対策本部会議の開催】

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、大分県に対して緊急事態宣言を行ったときは、速やかに市対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針、県計画及び市計画に基づき必要な対策を実施する。

(2) 情報収集・提供・共有

国内発生早期

【情報収集】

- ・新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。

【情報提供】

- ・国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について情報提供する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時期における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

【情報共有】

- ・県との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、対策の方針・理由等の情報の共有をメール等により行う。

【体制整備等】

- ・相談窓口等の体制を充実・強化し、国が示すQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や市のサービスなど、市が行う対応策についての問い合わせに対応する電話相談窓口を設置する。
- ・県と連携し引き続き、市民がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(3) 予防・まん延防止

国内発生早期

【市内でのまん延防止の準備】

- ・県と連携して、市民、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等、必要に応じ、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を推奨する。
- ・学校等においては、児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ・また、必要に応じ、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨を要請する。
- ・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策

を強化するよう依頼する。

- ・市内発生に備え、市の施設の閉鎖について検討する。

【渡航に関する注意喚起等】

- ・県と連携して、新型インフルエンザ等について、外務省等が発出する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討等に関する感染症危険情報等を引き続き市民に周知する。

(4) 予防接種

国内発生早期

【予防接種】

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

【特定接種】

- ・国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て住民接種を開始する。接種の実施にあたり、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

【情報提供】

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

国内発生早期

【地域医療体制の整備】

- ・引き続き、県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

【帰国者・接触者相談センター】

- ・引き続き、県に帰国者・接触者相談センターが設置されることから、発生国からの帰国者で、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

【事業者の対応】

- ・引き続き、関係事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の準備を行うよう要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・引き続き、県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取り組みに適宜協力する。

【水の安定供給】

- ・水道事業者である市及び指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。